

ポイント 1

農業者年金は「終身年金」
女性の長い老後をしっかりとサポート！

ポイント 2

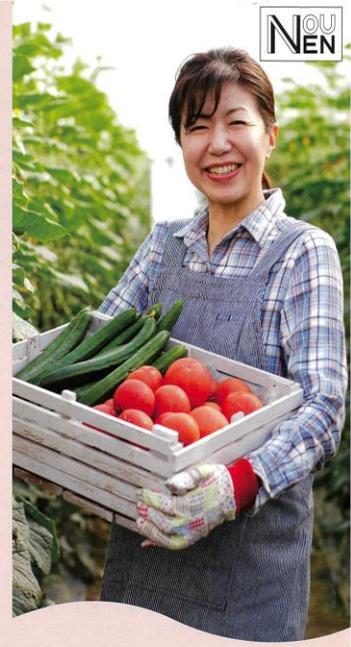
家族経営協定を結べば、**保険料の国庫補助**も受けられ、女性の農業経営の参画をしっかりと応援！

ポイント 3

保険料が全額社会保険料控除の対象となり、**高い節税効果**！

女性農業者の
みなさんへ
農業者年金は
国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント 1

農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後をしっかりとサポートします。

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年（85歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年程度長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

●農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は、夫婦お二人で約24万円が必要となるデータがあります。

国民年金の支給額は、夫婦お二人で月額最高約13万円です。

ポイント 2

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

さらに、認定農業者（認定就農者）で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶ等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント 3

農業者年金の保険料は、高い節税効果があります。

農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象ですので、高い節税効果があります。民間の年金保険料ですと、年間4万円が個人保険料控除の上限です。

また、経営者が家族の保険料を払った場合には、まとめて社会保険料控除の対象となります。（所得税法第74条）

※ 加入手続き、お尋ねしたい場合は、最寄りのJA、農業委員会まで問い合わせください。

～農業者年金説明会・相談会のお知らせ～

制度の概要、経営移譲年金等の受給・手続きについて、説明会・相談会を開催します。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、事前予約制で実施します。

- 日 時：令和3年12月2日（木） 午後1時30分～
- 場 所：役場2階2-AB会議室
- 申込方法：事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。
- 申込期限：令和3年11月17日（水）
- 問い合わせ・申込先：☎幕54-6625 ☎忠8-2111